

常務委員会の設置について

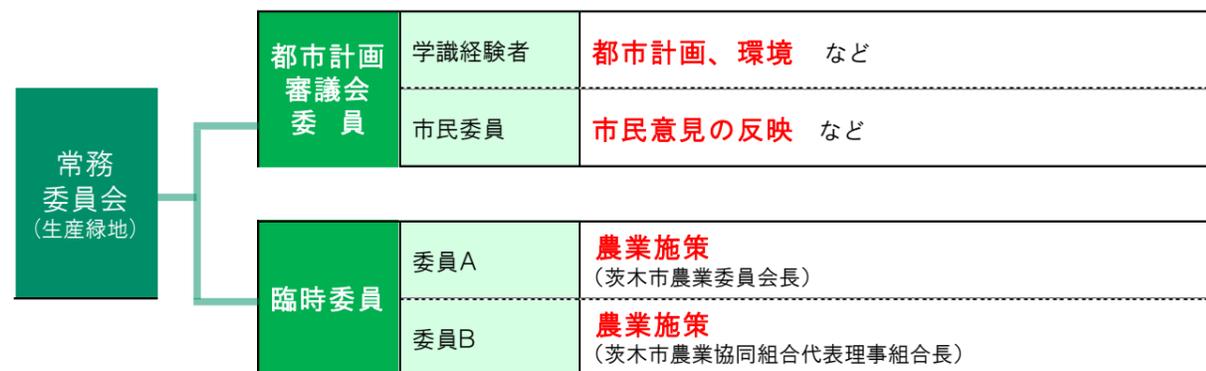
I 生産緑地地区における行為制限解除に伴う都市計画変更に関する常務委員会

(1) 設置について

生産緑地地区において、行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に係る調査・審議を行うため、常務委員会を設置する。

(2) 委員構成について

都市計画審議会の学識経験者の一部(4名)と市民委員(2名)を基本に、茨木市の農業施策に精通した者を臨時委員(2名)として加えて組織する。



(3) 開催スケジュールについて

11月頃に開催予定

※追加指定など行為制限解除以外の案件がある場合は、都市計画審議会で調査・審議

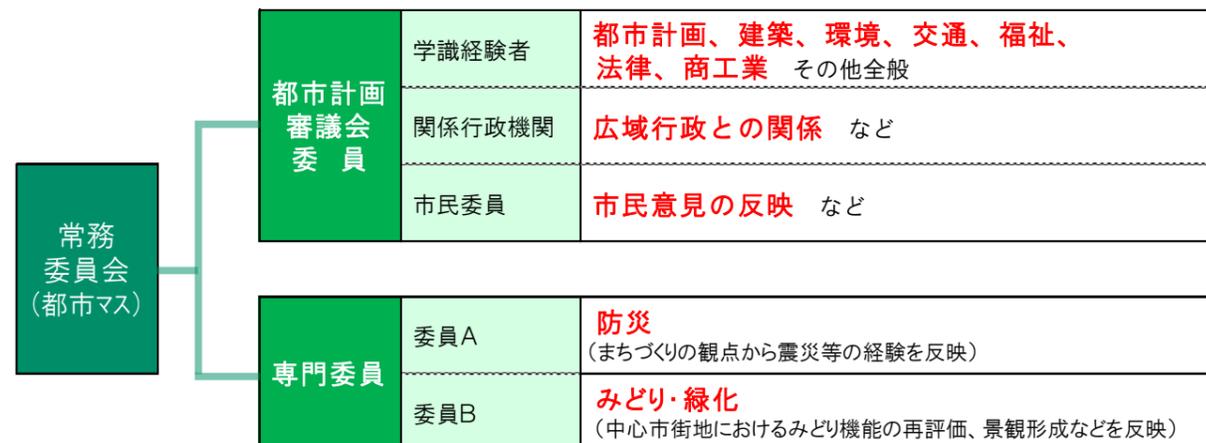
II 都市計画マスタープラン中間見直しに関する常務委員会

(1) 設置について

専門性の高い都市計画マスタープラン中間見直しについて、機動的・効率的に調査を進めるため、常務委員会を設置する。

(2) 委員構成について

都市計画審議会の学識経験者、関係行政機関職員、市民委員を基本に、中間見直しにあたって議論が必要な事項(防災、みどり・緑化)に精通した者を専門委員(2名)として加えて組織する。



(3) 開催スケジュールについて

今年度2回程度開催を予定

第1回目:8月中旬ごろ(施策達成状況等の把握・評価、見直し骨子)

第2回目:10月初旬ごろ(11月都計審提示案)